

愛媛整肢療護園使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>愛媛整肢療護園使用料条例 昭和27年12月25日 条例第65号</p> <p>第1条 愛媛整肢療護園を使用する者又はその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号によるものを除く。） に対しては、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>第2条 前条の規定により徴収する使用料の額は、次の各号に掲げる 使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援 同条 第2項の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する 特定費用の額との合計額</p> <p>(2) 診療 健康保険法（大正11年法律第70号）又は老人保健法（昭 和57年法律第80号）の規定による療養又は医療に要する費用の額 及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法に より算定した額を基準として知事が定める額</p>	<p>愛媛整肢療護園使用料条例 昭和27年12月25日 条例第65号</p> <p>第1条 愛媛整肢療護園を使用する者（児童福祉法 第27条第1項第3号によるものを除く。） に対しては、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>第2条 前条の規定により徴収する使用料の額は、健康保険法（大正 11年法律第70号）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に よる療養又は医療に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る 食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として知 事が定める。</p>